

一般社団法人 PGA 北海道プロゴルフ会

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、「一般社団法人 PGA 北海道プロゴルフ会」と称し、英文では、「Hokkaido Professional Golfers Association」略称を「HPGA」と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、北海道内のプロゴルフ界を統括し、健全なゴルフプロフェッショナルの養成・認定と技術指導方法に関する研修及び指導を行い、ジュニア及び一般愛好者の育成・普及を図るとともにゴルフを通じて心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ゴルフ指導者及びトーナメントプレーヤーの養成・認定と資質向上のための研修・指導
- (2) ジュニア及び一般愛好者の育成・普及
- (3) ゴルフ試合の主催、公認、後援、協力
- (4) ゴルフに関する研究調査
- (5) ゴルフを通じた国際親善
- (6) この法人の事業に協賛する諸団体等が主催する試合、又は講習会の指導、援助
- (7) ゴルフに関する刊行物の企画及び発行
- (8) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告が出来ない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会 員

(構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員になった者をもって構成する。

(会員の種類)

第7条 この法人の会員(以下「会員」という)は次の通りとする。

- (1) 正会員 公益社団法人日本プロゴルフ協会又は一般社団法人日本女子プロゴルフ協会の正会員で北海道在住又は北海道出身者若しくはこれに準じた者で、この法人の目的に賛同し、第6条により会員として理事会の承認を受け入会した個人。但し、名誉会員を除く。

なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の会員とする。

- (2) 名誉会員 この法人に対し功労があった者で、理事会で承認された個人。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する団体。

(会員の資格取得)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員として承認された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。なお、本法人を除名された者は、再入会を認められない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(入会金及び会費の負担等)

第9条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める、入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

3 入会金については、その全額を法人会計管理費に充てることができる。

(任意退会)

第10条 会員は、退会届を会長宛に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、会費の完納の義務は免れない。

(資格の喪失)

第11条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を3年以上履行しないとき。

- (2) 退会したとき。
- (3) 総会員の同意があったとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (5) 第12条の規定により除名されたとき。

(懲戒)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により戒告し、又は一定の期間会員たる権利を停止し若しくは除名することができる。ただし除名の場合には総会において会員現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

- (1) この法人の定款、又は諸規定に違反したとき。
 - (2) この法人の秩序を乱し、又は名誉を毀損したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、理事会において議決する前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時の総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第4章 役員

(役員配置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって、会員の中から選任する。ただし、必要があるときは会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任

者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任した者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は会員の半数以上であって会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬等その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定めることができる。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者等の中から理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定する報告については、この限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記入押印する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書((正味財産増減計算書)の付属明細書)

2 前項の書類のほか監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 40 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章 定款の変更、解散及び積算

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会における会員の半数以上であつて、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、総会における会員の半数以上であつて、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似する事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 44 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年 10 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 45 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事を、次のとおりとする。

設立時理事	千葉晃太 澤村英樹 新里幸之輔
設立時監事	小笠原一郎

(設立時会員の氏名又は名称及び住所)

第 46 条 設立時会員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住 所 札幌市中央区南9条西8丁目 2 番 8-201 号

設立時会員 千葉晃太

住 所 札幌市中央区宮の森2条16丁目1番36号

センターフィールド宮の森 301 号

設立時会員 澤村英樹

住 所 札幌市東区北25条東4丁目1番16-205

設立時会員 新里幸之輔

(法令の準拠)

第 47 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。